

論文

日系ブラジル人の子どもにおける学習権

上原陽子*

はじめに

1908年781人の第一陣ブラジル移民を乗せた「笠戸丸」が神戸港を出航してから、昨年100周年を迎えた。コーヒー園での劣悪な労働条件、粗末な住宅など、日本で思い描いていた生活とは程遠い現実が待っていたが、その後、ブラジル移民は戦争をはさんで70年代まで続き、その間約26万人がブラジルに渡った。現在、約140万人の日系ブラジル人が暮らすとされる。

1990年の「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」とする）改正をきっかけにその流れが逆になり、日本への出稼ぎが急増した。経済界の要請で、日系人の二世・三世に就労期限のない在留資格が認められたからである⁽¹⁾〔渡戸 2004a: 132〕。現在、日本における日系ブラジル人労働者はかつてのブラジル移民を上回り、31万人にのぼる。永住権取得者も増える中で、子どもたちの教育問題が深刻化している。日本語が理解できずに不登校になり、不就学児が増大しているのである。

2000年4月の「入管法」の厳格化（不法在留罪）に伴う家族呼び寄せや、日本で誕生する子どもたちの教育は、子どもの権利条約（1989年

11月20日第44回国連総会で採択、日本は1994年に批准）の「教育を受ける権利の保障」からも、真摯に取り組まなければならない問題である。彼らの先祖の地で安心して生活できるよう支えていくにはどうすべきか、日本における日系ブラジル人の子どもの教育保障がいかになされていくべきか考察したい。

ブラジル人の教育に関する近年の研究の中には、小内〔2003a〕〔2003b〕が外国人集住地区の群馬県太田・大泉市においてブラジル人学校とブラジル人の保育の実態、ブラジル人父母の教育に関する意識調査をし、彼らの教育問題を研究している。渡戸〔2004b〕は我が国に外国人人口が増大していった経緯をたどりながら、ブラジルの子どもは「還流型移住」つまり「常に帰国することが前提の移住」としている。そのことは親世代の不安定で時間的見通しが立たないデカセギ生活のもとで、子どもの将来への選択の困難さを考察している。また、児島〔2006〕は日本の学校が受け入れることになったブラジル人の子どもたちはどのような存在で、またどのようにその家庭が日本人学校かブラジル人学校かの学校選択をしているかを考察している。そして、中学校のフィールドワー

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程4年（指導教員 後藤光男）

クを通していかなる学校変革が必要か論じている。

本稿では、先ず、日本におけるブラジル人の増加と定住化が進む状況を法務省入国管理局の統計から把握する。次にブラジル人の子どもの教育問題について、子どもの教育形態を「公立学校」「ブラジル人学校」「不就学」に分類し、それぞれの現状・行政の取り組み・問題点を探る。さらに、帰国に伴う子どもの教育問題と日本企業の支援を紹介しながら検討し、最後に今後の政策提言を行いたい。

第1章 問題の背景

第1節 増加するブラジル人人口

法務省入国管理局の「外国人登録者統計⁽²⁾」によれば、2008年末現在における外国人登録者数は2,217,426人で、引き続き過去最高記録を更新している。この数は、2007年に比べ64,453人(3.0%)の増加、10年前(1998年)に比べると705,310人(46.6%)の増加で、10年間で約1.5倍になっている。

外国人登録者の国籍(出身地)の数は190(無国籍を除く)であり、ブラジルは、前年に比べ4,385人(1.4%)減少したが、それまでは過去9年間ほぼ毎年増加を続けてきた。ブラジル人は登録者総数の14.1%で、10年前の1998年末に比べ90,365人増え、312,582人になっている。

第2節 定住化が進むブラジル人

法務省入国管理局の「出入国統計⁽³⁾」によると永住資格を持つ在日ブラジル人は2000年に9,062人、2004年52,581人に、2007年には94,358人、そして2008年には110,267人に増加した。また「人口動態統計」によると、2006年に日本

で生まれたブラジル人の子(両親または父母のどちらかがブラジル人)は3,718人と1995年の2,100人余りから年々増え続けている。一方、サンパウロ総領事館が2008年2月末に発表した2007年の同館査証発給件数では、「日本人の配偶者、二世・三世及びその配偶者等」を対象とした特定査証の発給件数が2006年から20%減少し15,774件と、同館で特定査証発給を開始した1997年以来過去最低を記録した⁽⁴⁾。

以上の状況より、日本国内での永住資格取得者が急増し続けていることから、定住化が進んでいると推定される。

「入管法」の第22条(永住許可)によると、在留資格を永住資格に切り替えるための条件は、①素行が善良であること、②独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること、の二つのみである。このような理由から、今後もブラジル人永住者が増えることは予想できよう。また、永住せずとも少子化による労働人口減少に悩む日本の産業の担い手になり続けるためには長期滞在、定住化は加速化すると考えられる。

また、多くの子どものは日本の学校に通っており、日本で生まれた子どもの場合、言語も母語であるポルトガル語より日本語が主である。そのため、子どものためにと滞在が長期化し、結果的に定住化にも繋がることも指摘されている[梶田ほか 2005: 281]。

第2章 ブラジル人の子どもの教育問題

第1節 ブラジル人の子どもの教育形態

文部科学省は2005年度から2006年度にかけ、外国人が多く住む群馬県太田市、愛知県岡崎市など11市と、滋賀県の計12自治体(太田市・飯

田市・美濃加茂市・掛川市・富士市・豊田市・岡崎市・四日市市・滋賀県・豊中市・神戸市・姫路市)を対象に外国人の子どもの就学状況を調査した⁽⁵⁾。それによると、義務教育の対象となる6～15歳の外国人登録者計9,889人のうち、1. 公立学校等(国公立小・中・特別支援学校(小中学部)を示す)6,021人(60.9%)、2. 外国人学校等(我が国に居住する外国人を専ら対象として我が国の小・中学校等に相当する組織的な教育を行う施設を指す)2,024人(20.5%)である。

小中学校に入学・転入の手続きを取っていない不就学者は112人(1.1%)、また、1,732人(17.5%)は登録された住所に住んでいなかった。自治体に届けずに帰国あるいは日本国内の別の場所に転居したりしたケースとみられ、実際の不就学者はさらに増えると推測される。また、不就学の理由は「学校へ行くためのお金がないから」15.6%が最多で、「日本語が分からない」12.6%、「すぐ母国に帰る」10.4%と続いている⁽⁶⁾。

第2節 公立学校における教育問題

第1項 公立学校の現状

文部科学省が2008年9月1日現在で行った、公立小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況についての調査の結果⁽⁷⁾は次のとおりである。

2008年度の調査結果において公立小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、28,575人(2007年度25,411人、以下カッコ内は2007年度数値)で、前回から12.5%増加している。学校種別では、小学校19,504人(18,142

人)、中学校7,576人(5,978人)、高等学校1,365(1,182人)である。また、母語別では、ポルトガル語11,386人(10,206人)、中国語5,831人(5,051人)、スペイン語3,634人(3,484人)、その他の母語7,724人(6,670人)となっており、これまでの調査同様、ポルトガル語、中国語及びスペイン語の3言語で全体の7割以上を占めている。

第2項 行政の取り組み

1988年に設置された外国人労働者問題関係省庁連絡会議⁽⁸⁾の2009年9月4日における「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」の実施状況についてよりの報告をみると、①日本語を母語としない外国人児童生徒が日本語で学習に参加する力を育成するための「JSL(Japanese as a second language 第二言語としての日本語)カリキュラム」の開発を、2003年の小学校編に続き2007年3月に中学校編完成、②日本語指導経験が少ない教員がJSLカリキュラムに授業を効果的に指導できるよう、好事例の収集・提供、ワークショップの開催などにより教員の指導力の向上を図り、JSLカリキュラムの活用を促進(外国人の生活環境適応加速プログラム)、③外国人の児童生徒の日本語指導に対応する教員の配置(加配)⁽⁹⁾、日本語指導者等に対する講習会の実施などの取組の促進、などを行っている。

総務省(当時総務庁)は、1996年(平成8年)12月に文部科学省に対し、「外国人子女及び帰国子女の教育に関する行政監察」の結果に基づく勧告(以下「平成8年勧告」という。)を出している。これを受けて文部科学省は、平成8年勧告以前に作成・配布済みの我が国教育制度、入学手続き等の概要を説明したポルトガル

語による「就学ガイドブック」に加え、スペイン語、中国語、英語、韓国・朝鮮語、ベトナム語及びフィリピン語によるものを作成・配布している。

また市町村は、学校教育法第25条に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、必要な援助を与えなければならないとされている⁽¹⁰⁾。しかし、この就学援助制度の周知については保護者が入学を決定する前には行っていない。経済的負担に悩む外国人のためにも、是非入学手続き前に行って欲しいものである。

一方、2007年11月16日に文部科学大臣宛に東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県教育委員会委員長の連名で「外国人の子どもに対する教育の充実に関する要望書」が次の内容で出されている。①入国前における就学機会の周知②日本語指導等特別な配慮を要する児童・生徒に対応した教員配置の拡充③教員以外の人材の活用への支援④教員の日本語指導や多文化共生の理解の充実⑤在留管理制度の見直し、などである。このような要望書が提出されるということは、行政の対応がまだまだ遅れていると考えられる。

第3項 公立学校における教育の問題点

1. 日本語教育

小内は公立学校に通うブラジル人への日本語教育について、①外国人が多い学校では、日本語教室の運営を効果的にするため、一定の期間日本語教室で学ぶと相対的に会話能力が劣るのが優先されるため、「ところてん式」に教室を卒業させられたり、日本語教室の時間が原学級の時間割に左右され、場当たり的になりやすい。日本語指導特別教員が特別な教育を受けていないため、的確な指導ができにくい。②現在

の教育制度の下では、母語教育や母語による教育を実施することは困難である。結果的に日本語でも母語でも学習言語が獲得出来ない事態が生まれることもあり、原学級に戻ってもついていけない。③その結果学習達成が困難となり、ブラジル人の児童・生徒の成績は上がらず、高校に進むものは多くない、と問題点を挙げている〔小内 2003a: 220-221〕。

また猪熊は外国人児童生徒に対する日本語による指導の限界を、次のように指摘している。人の言語能力には「生活言語能力」と「学習言語能力」の二つのレベルがあり、生活言語能力は日常会話のような基礎的な日本語を指し、一般に1-3年で習得するといわれる。学習言語能力は、認知的な負担度の高い、学校の教科学習についていかれるレベルの言語を指し、思考するための認知活動言語といえる。一般的にその習得には生活言語の習得からさらに5-7年を要するといわれ、両者はレベルも非常に異なり、習得に要する時間も異なる言語能力なのである。ここに従来の、「初期の日本語指導」に偏った公的教育の落とし穴がある、としている〔猪熊 2005: 301〕。

つまり、教育現場での短期かつ場当たりのな日本語教育は、外国人の子どもにとって授業理解するための言語能力を身につける前に、日本語教室から出されてしまっていることが理解できる。また、「日本語指導が必要」という判断の曖昧さも問題であり、明確な基準も考える必要があるだろう。

2. 日本の年齢相応学年編入

来日する外国人の子どもは、一般的には日本人同様、年齢相応の学年に編入する。日本の義務教育においては、ほぼ自動的に次年度に進級

できるが、諸外国の多くは一定の学習到達基準が要求される。自国で進級できなかった経験を持つ子どもが、日本の学校の年齢相応の学年に編入されると未修学年が生じてしまう。その結果学力的についていくことは困難になる。また、逆に日本語の理解力を考慮し下の学年に編入すると、その後日本語が上達したとしても年齢相応の学年には入れない。どちらの場合も就学意欲をなくし、不登校になる可能性も起きる。

3. 母語喪失

現行の日本語教育を行う教員に、子ども達の母語であるポルトガル語を話せるものは皆無に等しい。言い換えれば、子どもが母語を使用する機会は学校現場ではほとんどない。そして彼らによるこの日本語教育も、半年程で日常会話と簡単な読み書きを修得した時点で普通学級に戻され、日本人と同様に授業をうけることになる。一方で、子ども達の母語はその日本語修得の課程において喪失されて行く。結果的に、思考や表現の道具である母語・日本語双方の言語を持たない子どもになってしまい、時には親とのコミュニケーションも取れないという非常に深刻な事態を招く可能性がある。このことは、またブラジルに帰国後も、逆にポルトガル語が理解できず不登校に繋がっている⁽¹¹⁾。

人としてのアイデンティティを形成していく母語保持に配慮せず、一方的に日本語教育と適応教育を進めることは、子どもたちの将来に重大な影響を与えている。

4. 四世の査証問題

また大きな法的問題として「四世の査証問題」が挙げられている。現在の法律では、日系三世までしか「特定査証」を受けられない。四

世（移住二世）以降は通常の外国人と同じになり、成人した後の合法就労が認められない。現在のデカセギ世代の中心の三世は所帯を持ち、四世の子どもが日本の学校に通っている⁽¹²⁾。彼らの多くはまだ未成年であり、両親の扶養家族として日本の滞在許可を認められている。しかし、日本において学校を卒業し成人した彼らは、たとえポルトガル語が話せても、読み書きが不自由な場合が多い。帰国したところで、ブラジルの基礎教育を受けていない彼らが安定した職を得ることは日本以上に困難であろうと危惧されている。[深沢 2003: 284-285] [駒井 2006: 107]。

これから来るであろう日本の多文化社会にむけて、彼ら移住二世の受け入れ態勢と方策をも考えておかねばならない。

第3節 ブラジル人学校における教育問題

第1項 ブラジル人学校の現状

ブラジル人学校の授業はポルトガル語で行い、週1回小中高校すべてにおいて日本文化など日本語で授業をする。ブラジルの法律改正により、義務教育は2006年2月より9年制となり、2010年までには在日ブラジル人学校も日本の学校制度と同様になる。

近年になって日本に定住するようになったブラジル人の学校も2008年に90校に急増したが、経済不況により現在は80校になっている。東海・北関東など、自動車製造業等の工場に派遣労働者として働くブラジル人が多く住む地域に集中している。ブラジル人学校のうち、本国の教育省認可を受けている学校は50校、そのうち日本の各種学校の認可を受けているのは愛知県豊橋市の「エスコラ・カンチーニョ・ブラジ

レイロ」、岐阜県大垣市の「HIRO学園エスコラ・ブラジレーラ・プロフェソール・カワセ」、三重県四日市市の「エスコラ・ニッケン・オビジェチヴォ」、静岡県富士市の「エスコラ・フジ」の4校のみである。

文部科学省は2009年3月28日までに、全国のブラジル人学校について緊急調査を実施した結果、12月からの二ヵ月間で通学する子どもが約4割減少と発表した。不況による親の収入減が原因とみられる。この調査によると、日本では就学前の年代に当たる子どもが12月の1,330人から2月には600人（55%減）に、小学生の年代が4,406人から2,778人（37%減）に、中学生が637人から503人（21%減）に減少し、全体で39%減った。詳しい回答に応じたのは42校で、やめた子どもの内訳は、帰国した子どもが42%、日本の公立校へ転入した子どもが9%、また日本にとどまり自宅で過ごしている小中学生は25%いた⁽¹³⁾。

第2項 行政の取り組み

外国人労働者連絡問題関係省庁会議より（2009年9月4日現在）①2004年に各種学校認可基準が緩和され、2006年度に3校、2007年度に1校新たにブラジル人学校を各種学校として認可。今後外国人学校の更なる各種学校認可の促進についての通知の都道府県等に発出予定。②ブラジル政府との「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」及びその後締結された日伯政府間の覚書に基づき、ブラジル人児童生徒の母国との情報交換及び教育分野での協力を図るため、ブラジル人児童生徒の母国政府との協議会を2008年9月に開催し、2009年度は10月に予定している。

浜松市は全国で初めて2009年度から、市内の

ブラジル人学校やペルー人の無認可校で学ぶ生徒に対して教科書代を補助する制度を開始した。授業料が割高な外国人学校に通う子どもを持つ保護者の負担軽減をはかり、教育環境を整備する。市内に外国人学校は6校あり（うち無認可校5校）、ブラジル人やペルー人の児童生徒数は合計745人在籍、市は教科書購入補助事業として745万円を09年度予算に計上している⁽¹⁴⁾。

第3項 ブラジル人学校における教育の問題点

ブラジル人学校は、長時間労働で働く父母の子どもを預かる無認可保育所から始まり、子ども達の成長とともに小学・中学クラスを設けた学校も多い。大半の学校は閉鎖した町工場などを借りた劣悪な教育環境であり、このような学校のほとんどは日本の学習指導要領に準拠していないため、学校教育法第1条に定める正規な学校（一条校⁽¹⁵⁾）とは認められていない。各種学校⁽¹⁶⁾の認可さえとれず、地方自治体からの助成もない。そのため、保護者や支持者からの寄付金が学校運営上で貴重な財源となっているが、それに対する免税上の優遇措置もとられていない。学校保健法⁽¹⁷⁾の対象外であるから、健康診断も受けられない。授業料に消費税が課せられ通学定期券も買えないなど、経済的負担も大きい。企業の寄付もあるが、昨今の経済不況で中止するところが多い。またブラジル人学校を出ても、中卒や高卒の資格は取れず、日本の高校・大学の進学が困難になる。現在は卒業後1年間補習校で学んだ後、ブラジル教育省認可のブラジル人学校卒業生にも日本の高校や大学の受験資格が与えられているが⁽¹⁸⁾、カリキュラムが合っていないため不可能に近い。ブラジ

ル人の親が子どもに母語と母国の文化を学ばせようとブラジル人学校に入学させた途端、公教育の領域から締め出され多大な困難を強いられる。

第4節 不就学の子どもの問題

第1項 不就学の子どもの現状

文部科学省は、外国人の子どもについて、希望があれば公立学校に受け入れてはいるが就学は義務付けていない。そのため、学校における十分な財政措置による日本語教育などの受け入れ制度も不備なまま、現場の教員にその対応は任されてしまう。結果として外国人の子どもは学力がつかず不登校につながる。

不就学の原因としては、授業語である日本語が理解できない、厳しい校則など日本の学校生活になじめないなどの不適応や、一時的な帰国や転居を機に学校へ行かなくなるという場合がある。またブラジル人学校へ転校しても高い授業料の支払いが困難になったり、ポルトガル語が十分にできず学校生活にもなじみず退学してしまうこともある。またブラジルでは義務教育が8年であるため、中学3年の15歳になると学校をやめて働き出す例もある。

ブラジル本国における不就学児・中退率は極めて高く、義務教育年齢のブラジル人小・中学校のうち、約二分の一から三分の二の生徒が、学校に通っていないとさえいわれる〔竹沢2006: 480〕。そうであるならば、日本でやむを得ず不就学状態になったとしても、親子ともに深刻にとらえない危険性がある。

第2項 行政の取り組み

外国人労働者問題関係省庁連絡会議の平成2009年9月4日における「『生活者としての外

国人』に関する総合的対応策」の実施状況についての報告によると、①外国人の子どもの就学促進を図るため、関係機関と連携しての就学支援の実践研究を行うとともに、就学啓発資料の作成、フォーラム開催等により、その成果を活用し、地域における就学支援体制の構築（外国人の生活環境適応加速プログラム）。②警察においては外国人少年を対象とした補導活動を実施するとともに、補導した少年が不就学の場合には、両親や教育委員会等関係機関と連絡を取り、就学に向けた指導を行うほか、各種会議等に参画するなどして関係機関との連携の強化（警察庁）をあげている。

また文部科学省は、不況により経済的困難のブラジル人らの子どもたちが学費負担の少ない日本の公立に転入する場合、それを容易にするため、全国約50カ所に日本語教室を設置することを決めている。景気回復までの緊急措置として3年間実施予定で、2009年度補正予算案に経費37億円を計上している。

ブラジル教育省の補習課程修了認定試験（スプレチーボ試験及び初等・中等教育修了資格認定試験）も1999年より日本で開始された。これは年に一回、在日ブラジル大使館が主催し、ブラジル人集住地区で実施される。受験資格は小学検定試験15歳以上、中学検定試験18歳以上の者で、この検定試験に合格すればブラジルでまた進学することが可能になる⁽¹⁹⁾。不就学者にとって将来の道を開く助けになろう。

第3項 不就学の子どもが抱える問題点

1. 教育の保障

1948年に出された世界人権宣言では、その26条において「1. すべて人は、教育を受ける権利（the right to education）を有する。教育

は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない」[後藤 1999: 238-239] [広部ほか 2005: 152] と確認し、その後の、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(以下、「社会権規約」とする。1966年国際連合総会採択、1979年日本批准)の第13条(教育を受ける権利)をはじめ、「子どもの権利条約」(「児童の権利に関する条約」1989年国連総会採択、1994年日本批准)、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(1995年日本批准)など、関連する国際条約などに、教育の保障は謳われ続けてきた。一方、我が国の法体系における教育権規定は、1947年に制定された日本国憲法第26条[芦部 2009: 258]に見られる。そこでは「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」とあり、「教育を受ける権利、義務」は日本国籍を持つもの以外は義務教育の対象になっていない[長澤 2003: 176-177]。しかし、本来、教育を受ける権利・学ぶ権利は国際的にも認められているように普遍的な権利である。1979年日本が批准した社会権規約には「この条約の締結国は教育についてのすべての者の権利を認める」と明記されている。ここには、日本における国内法と国際法の整合性の問題も問われている。

2. 授業語理解困難

授業語である日本語が理解できないため授業についていけない、または中学校3年生で高校

進学が困難と判断することによって退学する生徒は多い。文部科学省が1991年度から隔年ごとに実施している「日本語教育が必要な外国人児童・生徒」に関する実態調査によると、中学生の生徒数の減少割合が顕著である。小学生と比較した場合、1999年度における小学生数12,383人に対し中学生数5,250人、2003年度は小学生数12,523人に対し中学生数5,317人、2008年度における小学生数は19,504人に対し、中学生数は7,576人と毎年中学生の減少の割合は大きく、中途退学する生徒の多いことが伺える。

こうした不就学児を支援するNPOが各地で活動している。人口の45%が外国人、その9割以上が周辺にある自動車部品の下請け会社で働く日系ブラジル人が住む愛知県豊田市の保見団地では、2002年からNPO法人トルシーダが日本語教室を開いている。不就学や不登校の子ども達に日本語を教え、進学、就職の支援をしている⁽²⁰⁾。

しかし、本来国の積極的対応が望まれるのにもかかわらず、人々の善意のもとでボランティア活動が行政の下請けになってしまうことだけは是非とも避けねばならない。

3. 外国人登録制度の不備

文部科学省は、外国人の子どもも公立の小中学校へ就学を希望する場合には、無償受け入れ、教科書無償配布及び就学援助など、日本人の子どもと同様に教育を受ける機会を保障している。そして、市町村教育委員会は、外国人登録簿により外国人の子どもについても学齢簿を作成し、入学期日の通知、学校の指定(就学通知)を行わなければならないと学校教育法施行令1条~21条、同法施行規則29条~31条)で定められている。

しかし、現行の外国人登録制度⁽²¹⁾では外国人が他の市町村に転居しても届けの義務はなく、本人が申請しなければ把握することは不可能である。これでは不就学問題は解消できない。なぜなら、不就学者数は、外国人登録している小中学校相当年齢者から公立学校、ブラジル人学校へ通っている者を差し引いた数で推定するほかないからである。

2009年6月9日現在、今までの外国人登録証に代わる新制度が国会で審議中である。これまでは市町村で手続きをし、外国人登録証を受けていたが、新制度では、空港や地方入国管理局で在留カードが公布され、転出の際は届けなければならない。この制度の施行で正確な数を把握し、効果的な対策を打つことを期待する。

4. 親の不安定な雇用

日系ブラジル人は転職率が極めて高い、と多くの調査が指摘している。仕事意識の低さと誤解される場合があるが、転職率の高さは請負労働者であることにより必然的にもたらされるものである。上林はその理由を①そもそもの契約期間が短期である、②派遣する会社の業務内容は転職を強いる、あるいは新しく人を紹介するごとに、派遣先から仲介料金を取れる、といった契約内容のために転職が多くなる。こうした派遣会社に登録している日系ブラジル人の場合、派遣社員あるいは請負社員としていくつかの職場を転々とするということになると述べている [上林 2002: 85]。そして、駒井はその業務請負・人材派遣業が存在し続ける理由を①請負先企業にとって雇用調節が容易なことにある。生産量の変動にともなって労働者を簡単に採用したり解雇できるだけでなく、請負先企業が好ましく思わない者を取り替えることもできる。②

直接雇用にはビザ関係から労災、住宅、病気・学校などの生活関連にまで及ぶ煩雑な業務がともなうが、間接雇用の場合にはそれが免除されることにあるとしている [駒井 2006: 102]。

このように親の不安定な雇用状況の中、その子どもたちも当然一緒に動くことになるから、就学はますます困難になり、登校しない子ども達の増加に繋がっていく。

第3章 帰国に伴うブラジル人の子どもの教育問題

第1節 教育制度の問題

グローバル化が進む今日において、互いに異なる教育制度を持つ国の間を移動する子ども達は、双方の制度間に存在する深刻な矛盾に直面せざるをえない。その矛盾は、義務教育年限や落第制度などの両国の教育制度の違いと、そこから派生する問題を解決しない限り存在し続ける。文部科学省による2003年のブラジル人学校における日本の大学受験資格付与は評価できるが、実際受験を突破するのはカリキュラムの違いから難しい。形式的な制度の接続ではなく内容的な接続ができるような制度改革が必要である。その意味ではブラジル教育省実施の認定試験（スプレチーボ試験）と日本の文部科学省が実施している中学校や高等学校の卒業程度認定試験の内容を吟味し、出来るだけ統一したものにする。互いの国でそれぞれの国の言葉・地理・歴史を教授しながら、両国の教育制度間の行き来を容易にするよう検討することが重要である [小内 2006: 75-76]。

ブラジル側では、海外から帰国したブラジル人子弟のための特別な教育政策はなく、帰国した時点でブラジルの学校への編入手続きが普通

に行われる。また、私立学校などではポルトガル語の補習事業が行われているところもあるが、公立学校では特に行われていない。従って、ブラジルの公立学校（私立の一部も含む）では、ポルトガル語が不自由な子どもの場合、学校に編入しても勉強について行けず、その学年を落第しても、やむを得ないという考え方が一般的である。

ブラジル人の子どもたちが日本で永住する場合、将来の生活基盤を築くため、少なくとも中学校及び高等学校を卒業することが必要であろう。また、ブラジルへ帰国する場合も、授業料の高い一部の私立学校を除いては、日本語を話せる教師がほとんどいない現状の中、授業語が理解できるよう母語であるポルトガル語を保持することが求められる。しかしながら、在日ブラジル人の子どもがおかれている現状では、日本語にしてもポルトガル語にしても、十分なレベルに達しているとは言い難い〔イシカワ2003: 265-266〕。

日本で実施が始まったブラジル教育省の補習課程修了試験であるスプレチーボ試験も、ポルトガル語が出来なければ受験することすら出来ない。これらの子どもたちは、双方の国において、将来専門的で高度な仕事に就ける可能性は低く、安定した生活を築くことは難しいであろう。

グローバル化の進む現在、教育をどこの国で受けてもその成果を生かせるシステムを構築しなければならない。

第2節 日本企業の支援

第1項 三井物産の事例

三井物産株式会社（以下三井物産(株)とする。

本社：東京都千代田区）は、2005年度より在日ブラジル人児童への教育支援プログラムを次のような内容で開始している。①在日ブラジル人学校への支援（教育関連品を選抜した学校宛に2005年度及び2006年度には年4校、各500万円相当を寄贈）。②在日ブラジル人支援活動のNPOへの支援③在日ブラジル人児童向け補助教材を東京外国語大学と産学協同事業で制作。教科学習、日本語習得に効果的な補助教材を開発し、2007年4月より教材の一部を東京外国語大のWEB上に公開している。

また、ブラジルで日本から帰国してくる子どもたちが現地の学校や社会にスムーズに順応するための支援プログラムに資金援助している。このプロジェクトは「カエルプロジェクト」と名付けられ、州政府とサンパウロの日系人で組織した非営利組織（NPO）である「ISEC（教育文化連帯協会）」が共同で行う。このプロジェクトは、コーディネーター1人、心理学医、教師（ポルトガル語・日本語・各種教科学習）などを、サンパウロ州内の特に問題の多い子どもが集中する地区・学校に派遣し、家庭及び学校と協力してケア活動を行う。活動内容として①心理面のケア（遊戯、読書、作文、カウンセリング等）、②学習面のケア（補習事業、強化講習等）、③環境面のケア（父母、学校指導部・教員へのオリエンテーション等）、などである。この「カエルプロジェクト」で得たノウハウをマニュアル化し、2009年度以降、他州に普及活動員の派遣や、ワークショップを開催するなど連携を広げていく予定である。

初年度予算：約11.6万ドルで、サンパウロ州政府が約3.4万ドルを教室の提供教師の派遣、教材等の供与の形で助成、残り8.2万ドルを三

井物産株)が負担する。同社はブラジル三井物産基金を通じて「ISEC」に活動資金を寄付していく⁽²²⁾。

第2項 トヨタ自動車の事例

トヨタ自動車直轄のトヨタ名古屋整備学園(TOYOTA Technical College Nagoya)は、1991年に在日ブラジル人コース(1年制)を新設した。これは3級自動車整備士養成コースで、日本語が話せないブラジル人のためにポルトガル語で授業する。ブラジル帰国後自動車関係の職業に就くのが前提であり、学費・生活費は自己負担の全日制の学校である。毎年20名募集し、2009年10月現在10期生が卒業している⁽²³⁾。修理・メンテナンス等の技術を修得すれば、帰国しても高給で就職できる可能性がひろがる。

第4章 今後の政策提言

第1節 外国人の子どもへの就学義務化

外国籍の子どもには前述したように、日本の義務教育への就学義務は課せられていないが、公立の義務教育の学校を希望する場合は日本人同様無償で受け入れ、教育の機会を保障している。しかし、保護者が就学を希望しなければ、不就学のまま放置されてしまう。たとえ行政側が保護者に就学を勧めても、就学義務の法的根拠がなければ、説得は困難である。日本国憲法26条には、「国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」とあるが、日本国籍を持つもの以外は義務教育の対象となっていない。しかし、憲法の精神や国際的・普遍的な人権の理念、日本も批准した社会権規約や子どもの権利条約(政府訳は児童の権利条約)28条は全ての子どもの教育を受ける権利を保障している。ドイ

ツ、スイス、オランダ、ベルギー、イタリアなどでは、国籍を問わず外国人の子どもにも就学義務を課している⁽²⁴⁾。子どもが教育を受ける権利を持つということは、同時に保護者に対し教育を受けさせる義務も起こるということである。よって外国籍の子どもに義務教育の就学義務を課すべきである。義務教育になれば、行政はシステムを確立し、義務教育年齢の子ども数を確認し、保護者にとって不案内な日本の教育制度を多言語で案内するなど、行き届いた対応ができるであろう。また保護者自身も子どもを外国人学校か公立学校のどちらに入学させるかを自ら検討・選択する。就学が義務化すれば、双方の取り組み方も変わり、結果的に不就学児の減少に繋がると考える。

第2節 高等学校の義務教育化・無償化

2008年9月の文部省「日本語教育が必要な外国人児童・生徒の受け入れ状況に関する調査」によると、公立高校在籍者は1,365名である。公立中学校在籍者が7,576名であることを考えると、その数は極端に少ない。また母語別ではポルトガル語が最多であることから、ブラジル人の子どもの高校進学者が少数であることが推測できる。いうまでもなく高校には選抜試験があり、日本語が十分でない外国籍の子どもにはさまざまな制度的配慮⁽²⁵⁾がなければ、進学への機会は閉ざされることになる。

1946(昭和21)年の日本国憲法で規定された国民の「教育を受ける権利」を保障するため、1947(昭和22)年3月31日に旧教育基本法と学校教育法が制定・公布され、翌4月1日から小学校6年間と新制中学校3年間と合わせて9年間の義務教育とする新たな学校制度がスター

トした〔嶺井 2007: 30〕。その後60年経ち、日本の高等学校進学率が1990年より95%をこえ、2000年より97%を毎年こえている〔総務省統計局 2008: 716〕。これはほぼ義務教育に準ずる進学率であり、多くの人が現在の日本社会で働き、生きるために必要と考えていると思われる。この現状からも、高等学校を義務教育化することを提案したい。教育基本法は義務教育の目的を社会において自立的に生きる基礎を培うとしているが、「中卒者」が現在の労働市場において自立できるだけの経済力を得るのは困難である。ましてや、外国人の子どもたちの多くが中学を卒業して社会に出ていくが、異国でそして将来帰国した後、いかに仕事を見つけ、生きていけるのであろうか。彼らがかりに日本で高校進学を希望するならば、義務教育でないため入学試験を受けなければならない、大変な困難を伴う。子どもたちが将来最低限に享受すべき生活水準を確保するためには、学習権の保障が必要である。

現行の単位制高等学校で皆が卒業できるように、アメリカの制度を取り入れる。同国の高等学校は州により違うが、16歳または18歳まで義務教育・無償である⁽²⁶⁾。同じ科目をレベル別に複数つくり、学年別ではなく能力別に授業を受ける。そして、最後の一年は高等学校卒業資格試験を実施し、学習到達度を測ることにする。これは大学入試の可否判定にも活用する。学力が一定基準に達していれば、すべての子どもたちに進学の手続きを与えるべきである。

高等学校が義務化すれば、当然憲法の下では義務教育は無償となる。社会権規約第13条第2項 (b) における「種々の形態の中等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の

漸進的な導入により、一般的に利用かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする」をもとに、アメリカ・イギリス・フランス・ドイツなど多くの批准国は高等学校教育を無償としている。日本はこの規約を批准していない。

確かに高等学校年齢の16歳から18歳の成長した子どもに義務教育を課すというのに反対意見もあろう。そうであるならば、高等学校には外国人も無試験で入学し、少なくとも前学年までは義務教育とし無償とする。義務教育になれば、親も子どもに教育権を保障する義務を負う。教育の機会を、全ての子ども達に平等でなければならない。

2009年総選挙で政権交代した民主党が、マニフェストで掲げた「高校授業料の実質無償化」を2010年度からの実施と約束し、そのための予算に4,501億円を計上している。国公立の授業料相当額として年間118,000円以内で支援し、私立の生徒にも同等額（低所得者層は倍額）を助成する。この制度では外国籍であっても、学校教育法で「各種学校」に分類される教育機関の高校段階の生徒について同額の助成を想定している⁽²⁷⁾。

2009年9月8日に発表された経済協力開発機構 (OECD) の09年版「図表で見る教育」によると、日本で06年に教育機関に出された公的支出の割合は、国内総生産 (GDP) 比で、トルコの2.7%に次いで低く3.3%で、28カ国中27番目である⁽²⁸⁾。

外国人の労働力を必要としている以上、その子ども達への責任も大きく、こうした彼らの困難な現状を放置しておくわけにはいきまい。家庭の経済状況によって学びの機会が制限されないような支援が、強く求められる。

第3節 外国人教員の採用

外国人の地方公務員の任用は、「公権力の行使と公の意思の形成に関与」するため、「教諭」ではなく、「常勤講師」であるが、急速に増加する日本の外国人の子どもへの対応のために早急に解決すべき課題である。外国語教育におけるJETプログラム⁽²⁹⁾では、必ずしも教員資格を持たない外国の母語話者に日本人の教育の一端を担わせている。このプログラムと同様に、日本の学校に在学するブラジル人の子どもの教育のために、その母語話者が必要である。少なくとも日本の教員免許状を所有する外国人の採用や、外国の免許状所有者の日本の免許状取得への道を開くなどが検討されるべきであろう。従来の閉鎖的な日本の考え方から脱し、国際化にふさわしい教員編成体制を組んで、初めて教育の国際化といえよう。

小内が1998年以来行ってきた調査によると、群馬県太田・大泉市のブラジル人学校教師は全員がブラジルの教員免許状を持ち、本国で教育経験のあるブラジル国籍者である。彼らのほとんどは、他のブラジル人同様出稼ぎ目的で来日した[新藤 2003: 124-125]。また、その太田市は2004年、「バイリンガル教員」制度を導入した。日本以外の教員免許を持つブラジル人教師や、日本の教員免許を取得した日系人ら8人を市費で雇用し、追加配置の日本人教諭、日本語指導助手とチームを組み、習熟度別に少人数授業をする。成果も出始め、外国人生徒の高校進学率は、6年前の5割から一昨年は8割以上に伸びた。1990年6月施行の新入管法により、正規に在留許可を得ることができる日系人の採用を積極的に進めるべきだ。

第4節 専門教員の育成

文部科学省では2001年度から「学校教育におけるJSLカリキュラム開発 (JSL: Japanese as a Second Language)」に着手している。こうした教育を支える日本語教員の養成に関連しては、例えば、学芸大学教育学部国際理解課程のように各大学において多文化共生社会の構築を前提とした言語教育関係科目の開講及び拡充を進める必要がある。またその際には、アメリカのESL教員免許のように、JSLの教員免許の取得コースや外国人の子ども達の母語で教えられるバイリンガルコースの開設も考えていかなければならない。

国際基督教大学で日本語教師を養成する半田敦子は、日本語教師採用増しのため、応募基準緩和を述べている。日本語教師には教員免許のような正式な免許は無いにもかかわらず、採用基準が厳しい。国際交流基金を例にとると、①大学で日本語教育専攻②420時間の日本語教師養成講座修了③日本語教育能力試験に合格の3条件のうち、一つ以上満たすこと。そして多くの場合、「2年以上の現場教育経験」が課せられる。就職口が少ない上に、このような条件は新卒者には無理である。国内にある約2千の日本語教育施設には約3万人の教師がいるが、ボランティアと非常勤が大半で、新卒者の多くが目指す専任講師は2割に達しない。最近では日本に住む外国人労働者の子どもが増え、公立の小中学校でも日本語教室が必要とされるようになってきた。日本語教師の採用や待遇のあり方を見直し、意欲ある若者に機会を与えるべきとしている⁽³⁰⁾。

おわりに

1990年代に急増した日系ブラジル人は日本国内でのコミュニティが段々に環境整備される中で、滞在年数が長期化している。当初、彼らは出稼ぎのために来日し、一時的な滞在后帰国するものと考えられていた。日本はその後パブルが崩壊し深刻な不況に陥ったが、特定な業種での労働不足は恒常化している。そのため、新入管法施行後18年たった現在でも日本に居住するブラジル人は増大し続け、定住化傾向を強めている。しかも、ブラジル人は家族や子どもとともに来日するものが多く、長期滞在中に日本で誕生する子どもたちも増加している。そのような状況の中、最も深刻な問題の一つが子どもたちの教育である。ブラジル人学校に行ける子どもはよいが、経済的理由から日本の公立学校に入学しても、授業語である日本語が理解できず学校に行かなくなる不就学児が増えている。また親の不安定な雇用で住所を転々とし、就学の機会すら十分に与えられない子どもたちもいる。そして、たとえ日本の小学校や中学校を修了して帰国した場合でも、日本の学校の修了資格がブラジルでは認定されず、帰国後ブラジルで検定試験を受け、相応学年に編入され修了資格を取得しなければならない。国境を越えて労働力移動が増大する状況下では、各国間の調整が是非とも必要であろう。

少子化・高齢化による労働人口減少に彼らの力を借りる以上、国も真剣に取り組まなければならない。経済界の要請で来日した彼らを、雇用者である日本企業も在日ブラジル人の教育問題を深刻な社会問題ととらえ、彼らに対する支援の輪が企業間にも広がっていくことを期待す

る。

厚生労働省は「帰国支援事業」として2009年4月より、失業した日系人に、母国への帰国旅費として1人30万円（扶養家族には20万円）の支給を開始した。ただし、旅費を受け取って帰国した場合、日系人の身分に基づく在留資格での再入国はできない⁽³¹⁾。人手不足の時代に「不可欠で貴重な存在」といいながらも、実は都合の良く使える安い労働力と見ていたのではないかと疑念される支給金である。日本側の必要があって受け入れた日系人たちが思いのほか増えてしまい、帰国補助という名目で追い返してしまうやり方には賛成できない。例えば日本語研修を行い、介護職などに就いてもらうなど、国内での生活を保障する雇用維持支援政策により子どもたちが日本の学校生活を続けられるよう、政策を促進して欲しい。

日本人が移民として渡った後、幾多の困難に遭遇しながらもブラジル社会で成功できたのは、義務教育のみならず、高校、大学に至るまで無料で学べる公立学校や夜学制度など、温かく迎えてくれたブラジル教育システムがあったことを忘れてはいけない。

外国人の子どもの教育問題は、日系ブラジル人以外にも日本の植民地統治下にあった第二次世界大戦以前に渡ってきた定住外国人たちにも存在している。彼らの問題も今後の課題として行きたい。

〔投稿受理日2009.11.21／掲載決定日2009.11.24〕

注

- (1) ブラジル人を中心とする日系人に対する特例措置によって、日系人の「デカセギ」が拡大した。「日本人の配偶者等」には日本人の配偶者および二世が、「定住者」には二世の配偶者および扶養家族で

- ある未成年・未婚の四世が含まれる。
- (2) <http://www.moj.go.jp/PRESS/090710-1/090710-1.html> (法務省HP 2009.10.28)。
- (3) <http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan90-4.pdf> (法務省HP 2009.10.28)。
- (4) ニッケイ新聞2008.3.5 (ブラジル・サンパウロ)。
- (5) 2009.11.20現在、第二回目調査の作業中で、結果は2010年度以降になる予定。
- (6) http://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/clarinet/003/001/012.htm (文部科学省HP 2009.10.28)。
- (7) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/07/1279262.htm (文部科学省HP 2009.10.28) この調査は、1990年6月に「入管法」の改正が施行されたことなどにより日系人を含む外国人の滞りが増加し、これら外国人に同伴される子どもが増加したことを契機に1991年度から調査を開始したものである。なお、「日本語指導が必要な外国人児童生徒」とは、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒、および日常会話ができて学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒を指す。(1991年から1999年まで隔年、2000年度から毎年実施し、今回で13回目になる。)
- (8) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gaikokujin/index.html> (内閣官房HP 2009.10.28)。1988年に外国人労働者を中心とする外国人受け入れに関する諸問題を検討するため設置された。議長は内閣官房副長官補 (内政)。
- (9) 「日本語教育が必要な外国人児童・生徒」が一定数在籍する学校に、文科省は1992年度から日本語指導する専任教員を特別に配置する措置を実施。
- (10) http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030807_2_01_html (総務省HP 2009.10.28)。1979年社会権規約批准に伴い、外国人にも適用されるようになった。
- (11) 2008年9月サンパウロ州とNGO「教育文化連帯学会 (ISEC)」が日系ブラジル人子弟の教育支援プログラムの一環として行った調査。
- (12) 2009年4月、浜松市小・中学校日系人入学者336人中、半数以上が日本で生まれた移民「第二世代」。
- (13) 在日ブラジル大使館:TEL: 03-3204-5211 井上氏 電話インタビュー20分 (2009.5.13)。
- (14) 第171回国会文部科学委員会第8号 (2009.4.24)。
- (15) 具体的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校を指す。
- (16) 洋裁学校・予備校。防衛大学校などに相当の都道府県認可校。学校教育法第83条該当校。
- (17) 学校の児童・生徒・学生および教職員の保健・安全管理の大綱を定めた法律。1958年制定。
- (18) ブラジルの義務教育期間は日本の場合より1年短いため、1年間さらに補習校で学ぶ必要がある。
- (19) 上掲脚注(13)と同じ。
- (20) <http://www.pref.aichi.jp/kokusai/13database/torcide.html> (2009.10.23)。
- (21) 外国人は来日から90日以内に居住する市区町村に氏名・国籍・居住地などを届け出て、外国人登録証明書の公布を受ける。
- (22) http://www.mitsui.co.jp/release/2008/1188427_2817.html (三井物産HP 2008.6.12)。
- (23) トヨタ自動車名古屋:TEL: 0800-700-770 小森氏 電話インタビュー20分 (2009.10.28)。
<http://www.toyota-tcn.ac.jp> (同日)。
- (24) 「諸外国の学校情報」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/index.html (外務省HP 2009.5.19)。
- (25) 試験時間の延長、学力検査問題のルビ打ち、辞書持込、キーワードの外国語併記などがあるが不十分である。
- (26) http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/03n_america/info30119.html (『諸外国の学校情報』外務省HP 2009.6.16)。
- (27) 朝日新聞 2009.10.18 朝刊。
- (28) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/09/1284648.htm (文部科学省HP 2009.11.7)。
- (29) 公立中・高校で英会話指導を行う外国人補助教員が1987年から導入され、アメリカ、イギリス、カナダから招致された青年が各地の指導にあっている。
- (30) 『私の視点』朝日新聞 2008.5.29 朝刊。
- (31) 日本経済新聞 2009.5.25 朝刊。

参考文献

- 朝日新聞 2008年5月29日朝刊。
——— 2009年10月18日朝刊。
芦部信喜 [2009]『憲法第四版』岩波書店。

- イシカワ・エウニセ・アケミ [2003] 「ブラジル出移民の現状と移民政策の形成過程」小井戸彰宏編『移民政策の国際比較』明石書店。
- 猪熊未奈子 [2005] 「ニューカマーの子どもの教育—母語を生かした学習支援」西川 潤編『グローバル化時代の外国人・少数者の人権—日本をどうひらくか』明石書店。
- 小内 透 [2003a] 「移民の教育問題」石井由香編『移民の居住と生活』明石書店。
- 小内 透 [2003b] 『在日ブラジル人の教育と保育—群馬県太田・大泉地区を事例として』明石書店。
- 小内 透 [2006] 「日系ブラジル人のトランスナショナルな生活世界: 出稼ぎと帰国にともなう子どもの教育問題と解決の視点」『調査と社会理論』研究報告書21 北海道大学大学院教育学研究科教育社会学研究室。
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人 [2005] 『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会。
- 上林千恵子 [2002] 「日本の企業と外国人労働者・研修生」梶田孝道・宮島 喬編『国際社会 1 国際化する日本社会』東京大学出版会。
- 児島 明 [2006] 『ニューカマーの子どもの学校文化—日系ブラジル人生徒の教育エスノグラフィー』勁草書房。
- 後藤光男 [1999] 『国際化社会の人権 改訂版』成文堂。
- 駒井 洋 [2006] 『グローバル化時代の日本多文化共生社会』明石書店。
- 新藤 慶 [2003] 「ブラジル人学校教師の生活と教育意識」小内 透編『在日ブラジル人の教育と保育—群馬県太田・大泉地区を事例として』明石書店。
- 総務省統計局 [2008] 『第五十八回 日本統計年鑑』日本統計協会・毎日新聞社。
- 竹沢泰子 [2006] 「『外国人』としての日系人—『多文化共生』をめざす震災後の神戸の中で」レイン・リョウ・ヒラバヤシほか編『日系人とグローバリゼーション 北米, 南米, 日本』人文書院。
- 長澤成次 [2003] 「日本語ボランティアネットワークの役割と課題」駒井 洋編『多文化社会への道』明石書店。
- ニッケイ新聞 2008年3月5日。
- 日本経済新聞 2009年5月25日朝刊。
- 広部和也・杉原高嶺 [2005] 『解説条約集』三省堂。
- 深沢正雪 [2003] 「ブラジル人—『住み分け』から『共生』へ」駒井 洋編『多文化社会への道』明石書店。
- 嶺井正也 [2007] 『グローバル化と学校教育』八千代出版。
- 渡戸一郎 [2004a] 「新来外国人」上田正昭編『国際化の中の人権問題 第4版』明石書店。
- 渡戸一郎 [2004b] 「広がるマルチカルチュラルな社会空間と多文化主義の課題」渡戸一郎・川村千鶴子編『多文化教育を拓く—マルチカルチュラルな日本の現実のなかで』明石書店。